

お知らせします

2つの給付金

平成26年4月の消費税率8%への引き上げに伴い、対象者に臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します。受け取ることができるのはどちらか一つで、支給は1回限りです。

臨時福祉給付金

所得が低い人の増税による負担に対する配慮として給付するものです。

■支給対象者

26年1月1日時点で、市の住民基本台帳に記録されている人（住民票がある人）のうち、平成26年度分の住民税が課税されていない人。ただし、課税されている人に生活の面倒を見てもらっていたり、生活保護を受給していたりする場合を除きます。

※住民税が課税されない所得額（非課税限度額）の目安

■支給額

は表1のとおり
1人につき1万円。ただし、次の加算対象者は1人につき1万5000円です。

（加算対象者）

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金を受給する人
- ・26年1月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当などの各種手当を受給した人
- ※加算対象の年金や手当などの請求手続きは、9月30日まで

表1 【住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】

（給与所得者）		（年金所得者）	
区 分	非課税限度額 （給与収入ベース）	区 分	非課税限度額 （年金収入ベース）
単身	93万円	単身 65歳以上	148万円
夫・妻	137.8万円	単身 65歳未満	98万円
夫・妻・子1人	169.7万円	夫・妻 65歳以上	192.8万円
夫・妻・子2人	209.7万円	夫・妻 65歳未満	147万円

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯への増税の影響を和らげ、子育てに必要な出費を支えるため給付するものです。

■支給対象者

26年1月1日時点で市に住民票がある人のうち、次の要件をどちらも満たす人が対象です。

- ① 26年1月分の児童手当・特例給付を受給
 - ② 25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満
- ※所得制限限度額の目安は表2のとおり

■対象児童

支給対象者の26年1月分の児童手当・特例給付の対象になる児童。ただし「臨時福祉給付金」の対象になる場合や、生活保護を受給している場合は除きます。

■支給額

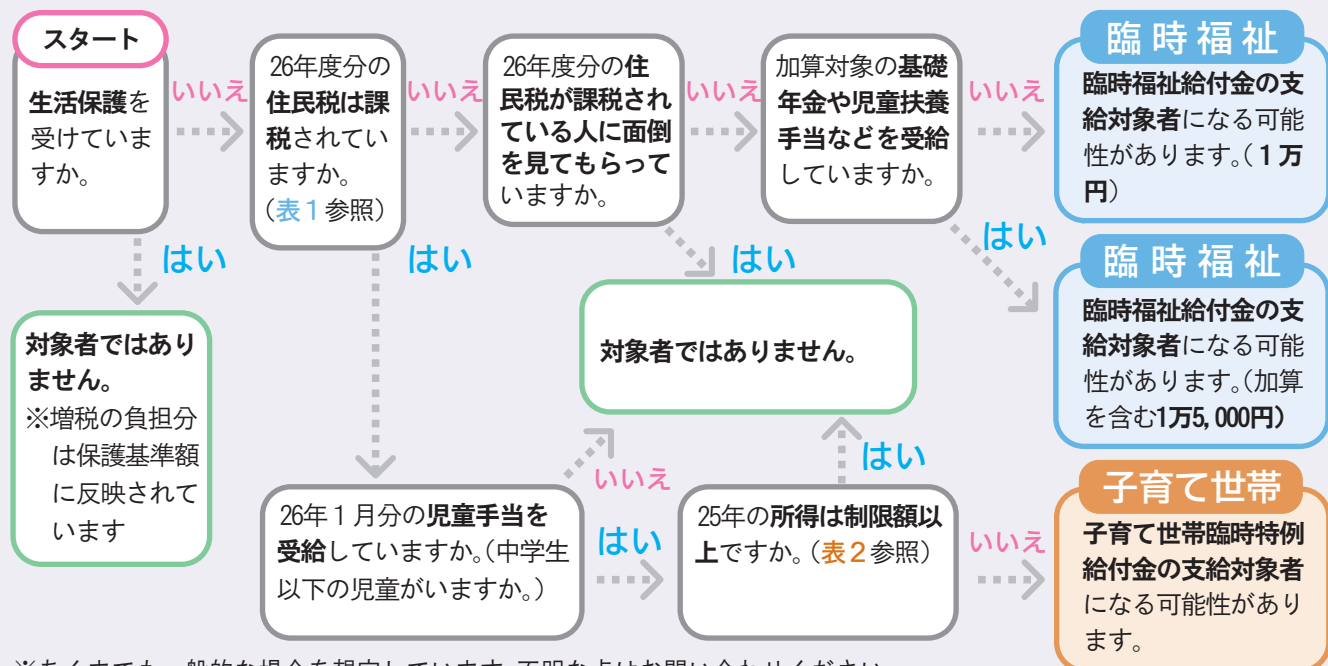
対象児童1人につき1万円です。

表2 【児童手当の所得制限限度額】

区 分 （扶養親族などの数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子1人（1人）	875.6万円
夫・妻・子1人（2人）	917.8万円
夫・妻・子2人（3人）	960万円



対象者になるか確認してみましょう（対象者診断チャート）



※あくまでも一般的な場合を想定しています。不明な点はお問い合わせください

臨時福祉 子育て世帯

■申請方法と支給方法

（申請方法）

申請書に必要事項を記入し、次の書類を添えて申請先に提出してください。(郵送可)

- ① 本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなどの写し）
- ② 申請書に記入した口座を確認できる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

※児童手当の受け取り口座を子育て世帯臨時特例給付金の受取先に指定する場合、②は不要（公務員を除く）

【申請期間】
7月1日～27年1月5日

【支給方法】
給付金の支給は、原則として申請書に記入した口座への振り込みで行いますが、金融機関に口座がない、金融機関まで著しく遠いなど、振り込みによる受け取りが困難な場

合に限り、市の窓口で指定日に現金支給します。

なお、原則として申請期間外や1月1日時点で市に住民票がない人の申請は受け付けられません。申請期間などは市町村により異なりますので、本市以外に申請する人は、申請先の市町村にお問い合わせください。

■対象者には申請書を郵送

支給対象と思われる人へ、6月下旬に申請書などを郵送します。ただし、公務員の子育て世帯臨時特例給付金の申請書は、各職場から配布されます。児童手当受給状況証明書などの必要書類を添付し、申請してください。

■問い合わせ・申請先

臨時福祉 〓 本庁福祉課（内線233・238）
子育て世帯 〓 本庁子ども家庭課（内線231・237）
※郵送の場合は、〒023-8501（住所不要）申請先を宛名に記載

臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金を装った

振り込め詐欺や悪質な個人情報の収集にご注意を！

自宅や職場などに市や県、厚生労働省などをかたって口座番号などを尋ねる電話が掛かってきたら、一度電話を切って市役所に掛け直すか、最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。